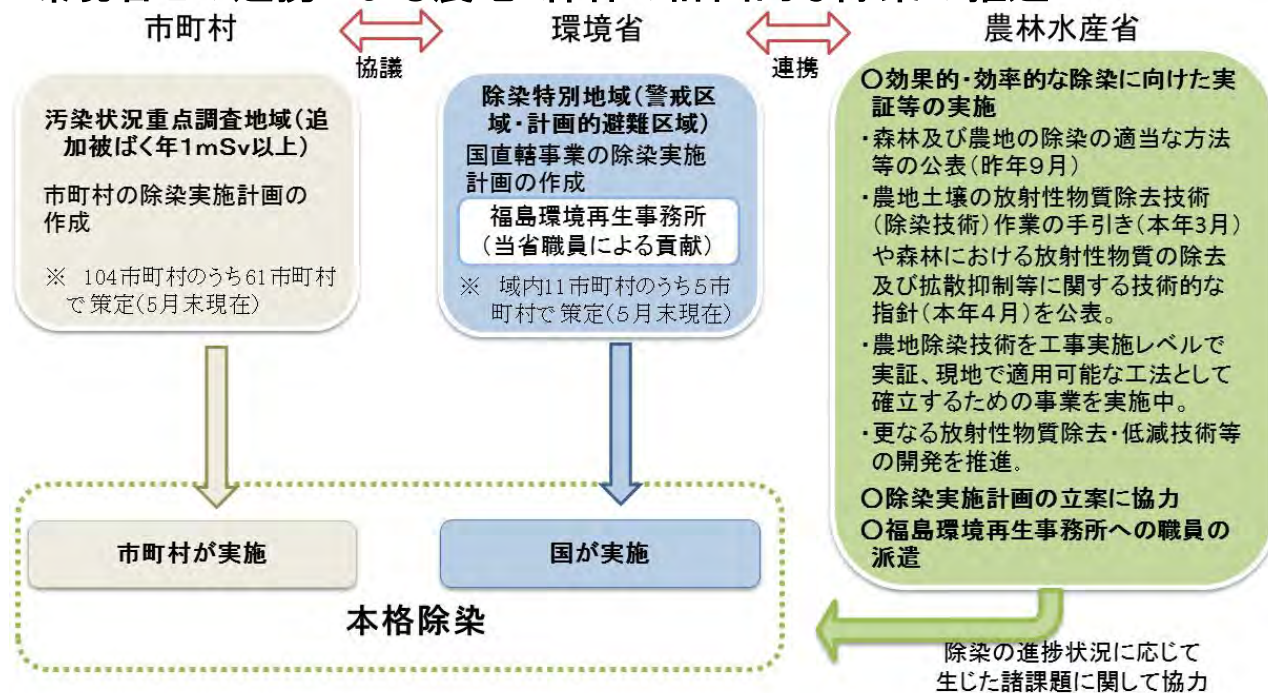


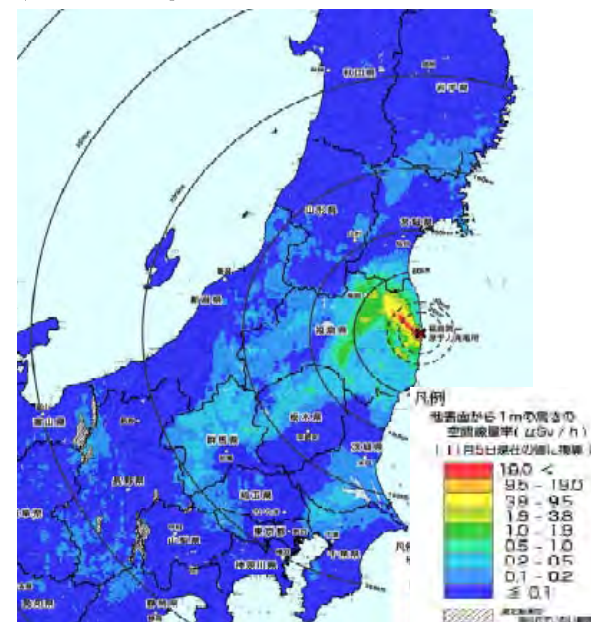
環境省との連携による農地・森林の計画的な除染の推進

- 除染については、環境省を中心に関係省庁との連携の下、取り組んでいるところ。
- 当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた実証等を推進。これまでの成果がガイドライン等に反映されるとともに、農地土壌の放射性物質除去技術（除染技術）作業の手引き（本年3月）や森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針（本年4月）を公表。
- この他、当省の知見・情報が活かされるよう除染実施計画の立案や現地事務所への職員派遣に積極的に協力。

◇ 環境省との連携による農地・森林の計画的な除染の推進



◇ 空間線量モニタリング



◇ 除染特別地域の除染ロードマップ

	(H24) 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	夏以降
計 画	特別地域内除染実施計画			同意されたところから順次実施				
本格除染				■	■	■	■	除染作業開始
仮 置 場	設計			測量・造成・搬入				土壌等の搬入(随時)

(出典) 「除染特別地域における除染の方針(除染ロードマップ)」(平成24年1月26日、環境省公表)より

農地の除染への取り組み

- 現地のほ場における実証試験を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度や地目に応じた農地土壌の除染技術の適用の考え方を提示(平成23年9月14日)。環境省の「除染関係ガイドライン」に内容が反映(平成23年12月14日)。
- 今後、確立された技術を着実に現場で導入(必要な用具や具体的な作業手順等を示した農地土壌の除染技術の手引きを公表(平成24年3月2日))。

土壌の放射性セシウム濃度別適用技術

土壌の放射性セシウム濃度	適用する技術
～ 5,000 (Bq / kg)	反転耕、移行低減栽培(※)、表土削り取り(未耕起圃場)
5,000 ～ 10,000 (Bq / kg)	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去
10,000 ～ 25,000 (Bq / kg)	表土削り取り
25,000 (Bq / kg) ～	固化剤を使った表土削り取り

反転耕(畑、水田)



移行低減栽培



※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウムや吸着資材を施用する栽培方法。



基本的な削り取り



土壌攪拌



固化剤を用いた削り取り



芝・牧草のはぎ取り

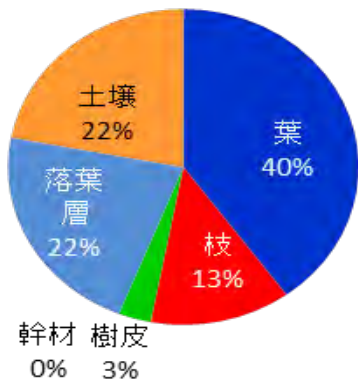
森林の除染への取り組み

- 森林内の放射性物質の分布状況調査や落葉等の除去の実証試験を踏まえ、住居等近隣の森林における除染のポイントを公表（平成23年9月30日）
- 上記の内容は環境省の「除染関係ガイドライン」に反映され、現在、人の健康の保護の観点から、住居等近隣の森林における除染を最優先に実施

放射性物質の分布状況

○常緑樹林(スギ等)

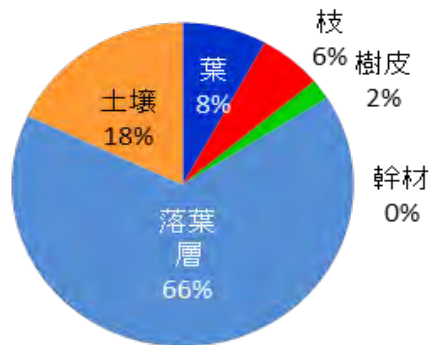
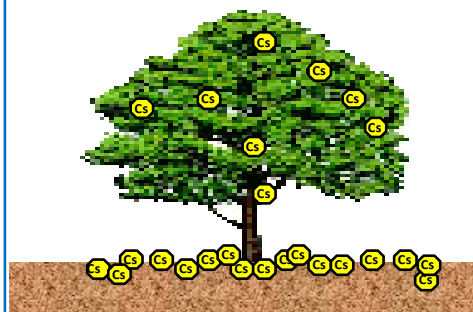
放射性物質の多くは枝葉に付着し、次いで落葉等に蓄積



(福島県川内村での調査結果)

○落葉樹林(コナラ等)

放射性物質の大半は落葉等に蓄積



(福島県大玉村での調査結果)

調査実施：独立行政法人森林総合研究所

現在の除染手法(※)

落葉等の除去

- ・林縁から20m程度の範囲で除去



枝葉等の除去

- ・住居等に接している枝葉の多い樹木について出来るだけ高い位置まで除去

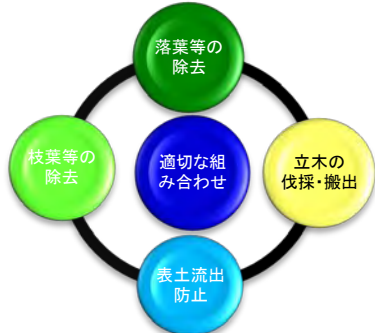


※除染関係ガイドライン(環境省)において、現時点で位置付けられている手法

森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等の技術的な指針について

- 森林全体への除染等の対応のため、森林施業や森林土木技術を活用した拡散防止対策を含めた技術の検証・開発を行い、それらの結果を踏まえ、対策の視点を整理しつつ、さらに推奨される対策について取りまとめ公表（平成24年4月27日）
- 「除染関係ガイドライン」への反映については、環境省において検討中

- 森林における放射性物質対策の基本的考え方
 - ・ 森林における放射性物質対策として、これまでの実証等により効果が期待される落葉、枝葉等の除去、立木の伐採搬出や、土砂流出抑制のための表土流出防止工等の技術を推奨
 - ・ 対策実施にあたっては、放射性物質の森林汚染の特性、森林の多様な機能、空間線量率、利用形態、入り込み頻度等を踏まえ、適切に組み合わせ、優先順位を付けつつ、取り組むことが重要



○放射性物質の除去、抑制のために推奨する具体的な方法

森林のタイプ 対策の目的		住居等近隣の森林	住民等が日常的に入る森林 （森林のまま利用）	左記以外の森林 （特に人工林）
方 法		一般公衆の被ばく低減	入林による一般公衆の被ばく低減	放射性物質の除去 放射性物質の拡散抑制
落葉・枝葉等の除去		林縁から20m程度の範囲を目安に実施	利用状況や利用区画の形状等を踏まえ、必要な範囲において実施	—
立木の伐採、搬出	皆 伐	落葉等除去とあわせて実施	—	—
	間 伐	落葉等除去とあわせて実施	落葉等除去とあわせて実施	下層植生が衰退した人工林で実施

※上記各対策とあわせて、必要に応じて表土流出防止工を組み合わせる。
※引き続き、従来のほだ木採取林の再生や森林からのさらなる拡散を抑制するための実証試験を行っていく。
※ ・・・新たに推奨する具体的な方法

原発事故で被害を受けた農林漁業者等への賠償

- 8月5日、原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針が策定され、農林水産業等の損害について幅広く位置づけ。東京電力は、これまでに2,795億円の請求に対し、1,947億円を支払い※。
- 農林水産省としては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった損害も含め、東京電力に対し一層の早期支払いを求め、適切かつ速やかな賠償の実現に全力で取り組む。

※ 6月29日現在、農林漁業者の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの

中間指針の概要(農林漁業等に関する主な内容)

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

- 農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、
 - ① 政府による指示等
 - ② 地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの
 - ③ 地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うものに伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○ 農林漁業

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ① 食用農林産物 : 福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉 | ② 茶 : 福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡 |
| ③ 食用畜産物 : 福島、茨城、栃木 | ④ 水産物 : 福島、茨城、栃木、群馬、千葉 |
| ⑤ 花 : 福島、茨城、栃木 | ⑥ その他の農林水産物 : 福島 |

○ 牛肉等(セシウム汚染牛肉関係)

牛・牛肉・牛肉加工品: 17道県 (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根。他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われるべき旨を記載)

○ 農産物加工・食品製造業

○ 農林水産物・食品の流通業

○ 輸出

※ 中間指針の冒頭に、「東京電力に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する」旨の記載。

原発事故による諸外国・地域の輸入規制の動き

- 我が国からの農林水産物・食品の輸出については、原発事故に伴い諸外国・地域（世界45カ国・地域）において、日本産農林水産物・食品の輸入規制を強化。
- 原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、カナダの輸入規制の解除等、徐々にではあるが、規制緩和・撤廃される動き。

○主な輸出先国の輸入規制措置の例

(平成24年6月5日現在)

	対象国	品目	措置
中国	10都県	全ての食品、飼料	輸入停止
	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品	放射性物質の検査証明書(※)及び産地証明書を要求
		水産品及び水生動物	上記のほか、原産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求
		その他の食品・飼料	産地証明書を要求
韓国	8県	ほうれんそう、カキナ、米、原乳、飼料、きのこ類、茶等	輸入停止 (原乳は福島及び茨城、飼料は福島、栃木、群馬及び茨城、茶は群馬、栃木、茨城、千葉及び神奈川県、米は福島、きのこ類は福島、栃木、茨城、宮城、岩手及び千葉が対象など)
	15都道県	上記8県産品目を除く全ての水産品	放射性物質の検査証明書を要求
	13都県	上記8県産品目及び水産品を除く全ての食品	
	13都県以外 (水産品については15都道県以外)	全ての食品	産地証明書を要求
EU	11都県	全ての食品・飼料 (日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	放射性物質の検査証明書を要求
	11都県以外	全ての食品・飼料 (日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	産地証明書を要求
台湾	5県	全ての食品	輸入停止
	5県以外	野菜・果実、乳製品、水産物等	全ロット検査
香港	5県	野菜・果実、牛乳等	輸入停止
		食肉(卵含む)、水産物	放射性物質の検査証明書を要求
米国	8県	ほうれんそう、カキナ、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚、牛肉製品等	輸入停止 (栃木はほうれんそう、茶、牛肉製品等、茨城、千葉は茶、シイタケ等、宮城、岩手は牛肉製品等、群馬、神奈川県は茶が対象など)
	3県	牛乳・乳製品、野菜・果実等	放射性物質の検査証明書を要求

(※) 相手国政府と協議中

○主な輸出先国の輸入緩和の動き

(平成24年6月5日現在)

国名	緩和措置
中国	H23. 5.27 水産物の産地証明書、放射性物質の検査証明書の発行につき合意
	H23. 6.13 輸入停止12都県→10都県(山形・山梨除外)
	H23.11.24 水産物以外に産地証明の発行につき合意
香港	H23.11.11 5県の水産物の放射性物質検査証明書の発行につき合意(5県以外は香港でサンプル検査)
	H24. 3.26 5県の食肉(卵を含む)の放射性物質検査証明書の発行につき合意
EU	H23. 7.11 放射性物質検査証明を要求(13都県)→12都県(山形・新潟除外、静岡追加)
	H23.12.25 放射性物質検査証明を要求(12都県)→11都県(長野除外)
	H24. 3.26 通関時のサンプル検査の頻度を半減
	H24. 4. 2 日本酒、焼酎、ウイスキーの規制解除

※ カナダ、チリ、メキシコ、ペルー等は既に全ての規制を撤廃

○農林水産物輸出実績(単位:億円)

